

事務連絡  
令和2年12月2日

各市町村  
アイヌ施策担当課 御中

内閣府大臣官房アイヌ施策推進室

アイヌ施策推進地域計画等について

令和3年度における標記の作成及び提出等について、下記のとおりお知らせします。

記

1. アイヌ施策推進地域計画（以下「地域計画」という。）の提出について以下の点をお知らせします。

（1）地域計画の新規認定申請スケジュールについては以下のとおりとします。なお、既に認定を受けている地域計画の変更認定申請についても同様とします。

①令和3年度当初から交付金事業の開始を希望するもの

イ 事前相談期間

令和3年1月4日（月）から令和3年1月15日（金）まで

※相談にあたっては、地域計画（案）、交付金事業計画（案）、令和3年度実施事業にかかる交付金参考資料を提出してください。作成方法に不明な点があれば事前相談期間前に随時お問い合わせください。

ロ 受付期間

令和3年2月1日（月）から令和3年2月12日（金）まで

※上記イの事前相談を必ず行っていただき、必要な修正等が完了したものを提出してください。

ハ 認定時期

令和3年3月中旬頃

②令和3年度の途中から交付金事業の開始を希望するもの

※予算の執行状況によっては、年度途中の交付申請を受けられない場合がありますので、ご注意ください。

イ 事前相談期間及び受付期間

令和3年度内随時受付

ロ 認定時期

地域計画を受理してから約1か月後

(2) 内容に不備がある場合は受理ができませんので、地域計画及び交付金事業計画の作成にあたっては、アイヌ政策推進交付金事業実施要綱（令和元年9月6日付け府ア推第5号。以下「実施要綱」という。）に沿ったものとしてください。

(3) 実施要綱第5条の規定に基づく地域計画の軽微な変更を行う場合は、その内容について届け出願います。なお、交付決定の時期については、お問い合わせください。

(4) 交付金に関する留意事項

①令和3年度における交付金事業の申請に関する相談については、地域計画の事前相談と併せてお受けします。

②国による他の補助金等との関係について、1つの交付金事業において、明確な役割分担の下で、本交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用をしていただくことは問題ありません。その際、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業は本交付金の対象としませんのでご注意ください。

③事業の着手は、交付決定後に行ってください。交付決定前に着手（委託や請負の場合は契約の締結をいいます。）したものは、交付対象になりませんのでご注意ください。

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館  
内閣府大臣官房アイヌ施策推進室  
電話番号 03-3580-1797

※アイヌ施策推進地域計画及びアイヌ政策推進交付金に関しては、以下の内閣府のホームページをご参照ください。

(内閣府 HP) <https://www8.cao.go.jp/ainu/index.html>